

## 今後検討すべき事項

## (1) 新所得連動返還型制度について

## ① 貸与総額の上限設定

現行制度においては、複数の大学や大学院等に在学した場合、それぞれの大学等で奨学金の貸与を受けることが可能であり、貸与総額が多額となることもあり得る。新所得連動返還型奨学金制度では所得に応じて返還月額が決まるため、所得が低い場合には返還総額が要返還額に大幅に満たないケースが生じる可能性がある。このため、奨学生一人当たりの貸与総額の上限設定について検討を行うことが必要である。

## 【検討事項】

- ・ 現行の貸与制限に係る制度及び貸与額・返還額を踏まえた上での上限設定の検討
- ・ 社会人の学び直しや通信制大学への進学に当たっての経済的支援の観点からの検討

## 【現行制度】

- 無利子奨学金は異なる学校種について一回ずつ貸与を受けることができ、加えていずれの学校種で一回のみ貸与を受けることが可能となっている。

## 【前回会議での意見】

(奨学金制度全体に係る意見)

- 学び直しの場合は、最初に貸与した後、再度入学するまでにある程度返還されていると思われるので、債務残高(元金)で制限をかけることを検討すべき。
- アメリカにおいては、累計の貸与総額が決まっており、例えば学部と大学院の貸与額は合計して総額の範囲内での貸与となる仕組みとなっている。
- イギリスやオーストラリアでも貸与総額が大きくなり回収ができないことが問題となっている。
- 日本学生支援機構の奨学金は税金が入った形での補助・支援であり、無制限に貸与を認めるべきではない。何らかの制限をかけるべき。

(新所得連動返還型制度との関係の意見)

- 現在の貸与額を新所得連動型で返還した場合に、返還期間がどの程度かかるのかというシミュレーションを踏まえて検討すべき。

## ②貸与年齢の制限

大学等における学び直しの推進等により、今後、社会人学生が増加することが考えられる。新所得連動返還型奨学金制度では、返還期間が長期にわたる可能性があり、中高年で大学に入学し卒業した場合、返還能力があるうちに返還が終了しないケースが発生することが考えられる。このため、貸与年齢に制限を設けることについて検討を行うことが必要である。

### 【検討事項】

- ・現在の貸与者の年齢別人数及び諸外国の状況を踏まえた上での貸与年齢の制限の検討
- ・現行制度においては、貸与年齢の上限が制限されておらず、中高年で貸与を受けた場合に返還が終了しないケースが生じる可能性

### 【現行制度】

- 貸与及び返還方式について年齢による制限は行われていない。

### 【前回会議での意見】

- 例えば70代で奨学金を借りて返還できるのかということは疑問だが、生涯で一度は高等教育を受ける機会を保障する観点からは、年齢ではなく貸与総額や年数で制限をかけるべきではないか。
- 雇用保険制度においては年齢要件を外すこととなっており、公的な制度において年齢で制限するということは問題ではないか。
- 特に高年齢の方の将来的な所得の獲得を目的としない学修に対して奨学金をローンで貸与することについては返還可能性の観点から制限をかけることも検討すべきではないか。

### →資料3-1 新所得連動返還型による返還シミュレーション

#### 3-2 複数の学校種で貸与を受けた場合の返還残額

#### 3-3 40歳以上の貸与者における新所得連動返還例

#### 3-4 韓国における所得連動型制度等の適用年齢制限について

### 【論点】

- ・新所得連動返還型による返還を認めるに当たり、返還開始時の年齢や貸与額等による制限を設ける必要はないか
  - 中高年齢で返還を開始した場合、新所得連動型による返還では貸与額の大部分が返還されないこととなる可能性（年齢による制限関係）
  - 複数の学校種で貸与を受けた場合、貸与総額が大きくなるが、新所得連動

返還型は債権ごとにそれぞれ返還額を設定することから、例えば学部と大学院で貸与を受けた場合の返還額は、学部のみで貸与を受けた場合の2倍となり、貸与総額の多寡は返還額には大きく影響しない(貸与額による制限関係)

- ・制度一般における貸与総額や貸与年齢の制限については、奨学金制度全体に係る事柄であることから、制度変更に伴う課題を踏まえた上で、引き続き文部科学省及び日本学生支援機構において検討することが適当ではないか。

### ③学生等への周知方法・内容

新所得連動返還型奨学金制度は新たな制度であることから、返還方法や猶予等の救済措置、デフレやインフレによる物価の変動に伴う返還負担の考え方などについて、学生等に周知を図ることが極めて重要である。早急に周知に努めるとともに、周知方法や内容については、今後引き続き検討及び検証されることが望ましい。

#### 【検討事項】

- ・平成28年度の周知・広報計画についての報告
- ・さらなる周知・広報施策の検討

#### 【前回会議での意見】

- 高等学校の進路指導担当の先生等への説明会は全都道府県で開催できるよう働きかけるべき。
- ホームページだけでなく SNS の利用による広報も検討すべき。
- 日本学生支援機構に対する問い合わせ対応の体制を充実すべき。
- インフレやデフレを考慮に入れた周知が重要と考えられるが、パンフレット等での伝え方については工夫が必要
- 新所得連動返還型制度を導入した考え方は十分な説明が必要
- 高校の先生の説明資料として、返還のモデルケースを示して返還期間と返還額をイメージしてもらうことが重要ではないか。

### ④海外居住者の所得の把握・返還方法

マイナンバー制度では海外居住者の所得を把握することができないため、卒業後海外居住している返還者の所得の把握・返還方法について、どのように実施するのか検討を行うことが必要である。

#### 【マイナンバー制度について】

- ・ 住民票を除いて海外に転出した人については、マイナンバーが付与されない
- ・ マイナンバー取得後に海外へ転出した場合、マイナンバーの利用が出来なくなり、所得を把握することができない

#### 【現在の海外居住者からの返還方法】

- ・ 海外に居住している場合、口座振替により奨学金の返還を行うため、日本学生支援機構が指定する日本国内の取扱金融機関で口座に加入し、振替ができるようにしておく必要
- ・ ただし、日本国内の指定金融機関での口座に加入することがどうしても出来ない場合は、送金手数料を本人負担のうえ、日本学生支援機構指定の口座へ海外から送金することが可能

#### 【検討事項】

- ・ マイナンバーによる所得把握は不可能となるため、返還額の設定をどのように行うか検討

#### 【前回会議での意見】

- 返還者が海外に移住した場合には、基本的に定額返還型での返還とすべきではないか。

#### ⑤有利子奨学金への導入に係る検討

新所得連動返還型奨学金制度は、無利子奨学金から先行的に導入することとしているが、有利子奨学金への導入についても、無利子奨学金における運用状況も見つつ、検討を行うことが必要である。

#### 【検討事項】

- ・ 新所得連動返還型制度の有利子奨学金への導入に当たっての課題の整理

#### (関係資料)

- ・ 無利子及び有利子奨学金の貸与人員、返還者数及び予算規模
- ・ 有利子奨学金の財政構造
- ・ 年収による利子額のシミュレーション

## ⑥デフレ・インフレ等の経済情勢の変化に伴う詳細設計の見直し

新所得連動返還型奨学金制度における返還負担については、物価が重要な要因となる。今後、デフレやインフレ等の経済情勢の変化に伴い、名目所得のみならず実質所得を考慮に入れた上で、制度の安定性・公平性について随時見直しを行っていくことが必要である。

### 【検討事項】

- ・ デフレ・インフレが実質的な返還額にもたらす影響を踏まえた上での検討課題の整理

### 【前回会議での意見】

(奨学金制度全体に係る意見)

- 現在の有利子奨学金は名目金利による利子となっているが、インフレ・デフレによる影響を考慮し、実質金利を含め金利をどのように考えるか検討すべきではないか。
- オーストラリアやイギリスは返還額自体が物価スライドとなっている。アメリカは物価スライドはしない。
- 日本学生支援機構の奨学金の返還額は物価スライドしない仕組みであるが、奨学金制度全体についてインフレ・デフレをどのように考慮するかという問題は非常に大きな議論が必要である。

## ⑦既に返還を開始している者等への適用

新制度は平成29年度新規貸与者から適用することとしているが、既に返還を開始している者や現在貸与を受けている者に適用するかどうかについても検討が求められる。

### 【検討課題】

- ・ 返還猶予制度や減額返還制度による救済措置との関係の整理
- ・ 適用する場合の範囲・対象者
- ・ 返還金が減少することに伴う財源の確保
- ・ 返還方法の変更に伴う契約変更手続等の事務コストの増加
- ・ 現在返還中の返還者からのマイナンバーの取得方法

【現行制度】

- 減額返還制度等により、経済的理由により返還が困難な者に対しては所得に応じて返還負担を軽減する措置が図られている。

【前回会議での意見】

- 新所得連動返還型制度の導入により返還金が減額することが見込まれるが、既に返還を開始している者に適用すると直近で返還額が減少するため、新たな予算措置がなければ、翌年度以降の無利子奨学金の貸与者を減少させざるを得ないという課題が生じる。
- 現在在学している人については遡って適用できる仕組みを検討すべきではないか。
- 既に返還している者や在学中の者に適用する場合、JASSOの業務量が増大することが予想され、現在の人件費等の制約の中で実施することは困難。無理に導入すると事故が発生するリスクが高まることが懸念される。

→資料3-5 現在の返還者に新所得連動返還型制度を適用した場合の返還金減額の試算

【論点】

・既に返還を開始している者等に対する新所得連動返還型奨学金制度の適用については、返還金の減額が見込まれることから、実施する場合には対象者の絞り込みや他の返還負担軽減策と併せた検討が必要ではないか。

→返還負担の軽減については既に返還猶予制度や減額返還制度により、一定期間、所得に応じて返還額が0円又は定額返還型の半額となる負担緩和策が講じられている。新所得連動返還型制度の既返還開始者等への適用に当たっては、これらの負担緩和措置を講じてもなお返還が困難な者を対象とすることが考えられないか。

→減額返還制度は災害や傷病、経済困難（年収325万円以下）等の者に対して、一定期間返還月額を1/2に減額する制度であり、無利子のみならず有利子奨学金にも適用されている。本制度の活用により現役世代の既返還開始者の負担緩和を図ることを検討することが考えられないか。

○その他

【前回会議での意見】

- 今後少子化が進む中で、奨学金を必要とする学生数がどのように推移していくか基礎資料を出してもらいたい。
- 進学率が上がると所得が低い方の進学が増えるので奨学金の必要度も上がってくるのではないか。
- 現在、有利子奨学金は希望者で基準に合う方は全員採用している。一方で無利子奨学金を拡充してきており、有利子は相対的に減少しているが、無利子の希望者で基準を満たしているにもかかわらず全員が採用されているわけではないという状況である。

→資料 3-6 高等教育機関への進学率と18歳人口の推移

3-7 奨学金事業の推移

## ○保証制度

### 原則として機関保証

新所得連動返還型では、所得が低い返還者は返還期間が長期化することから、人的保証である連帯保証人の返還能力が返還終了まで確保されないケースが増えることが懸念される。また、返還期間が不定期となることから、現在より高齢となった連帯保証人・保証人に保証を求めることになり、過度な保証を強いることになる恐れがある。

保証制度を機関保証とする場合、これらの懸念が解消されるとともに政府の財政負担は軽減される一方で、毎月おおむね2,000円～3,000円程度の保証料をすべての学生が負担することに対する理解や、原則として機関保証とすることによる保証料の多寡に留意することが必要である。その上で、保証制度の在り方としては、奨学生全体で保証を分担するという互助会的な仕組みとする観点から、原則として機関保証とする制度に移行することが望ましい。この場合、新所得連動返還型のみならず定額返還型も含めて移行するかどうかの問題となるが、返還方式をいずれにするかは貸与開始時に選択し貸与終了時まで変更可能とすることから、仮に定額返還型で人的保証を選択可能とすると、卒業時に新所得連動返還型に変更しようとした場合、機関保証に新たに加入することが必要となり、保証料を一括で支払う必要が生じる。このため、新所得連動返還型のみならず、定額返還型を含む無利子奨学金全体の保証制度について原則として機関保証とすることを検討することが求められる。その際、機関保証への加入を促進・導入する方策についても検討が必要である。

一方、機関保証制度については、平成15年の「独立行政法人日本学生支援機構法」の国会議決に当たって、衆議院の附帯決議に「機関保証制度の創設に当たっては、人的保証との選択制とするとともに、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること」が盛り込まれていることにも留意が必要であり、具体的な機関保証の導入のあり方については、更なる検討が必要である。



### 【検討課題】

- ・平成29年度新規貸与者で新所得連動返還型による返還方式を選択する場合の保証制度の取扱い（原則として機関保証とする方法・手続き）

#### <予約採用>

##### ○平成28年5月～ 予約採用申し込み

- ・人的保証又は機関保証のいずれかを選択
- ・返還方式についての選択はなし

##### ○平成28年10月 予約採用候補者決定

- ・決定通知の送付

##### ○平成29年4月 進学届の提出

- ・人的保証又は機関保証のいずれかを再度選択
- ・定額返還型又は新所得連動返還型のいずれかを選択

→貸与開始：機関保証の選択者は毎月の貸与額から保証料を差し引いた額を振り込み

##### ○貸与終了時

- ・定額返還型又は新所得連動返還型のいずれかを最終的に選択

（案の1）新所得連動を選択する者については、機関保証を選択するよう促す注意文を記載した上で、機関保証と人的保証の選択制とする（機関保証の促進）

（案の2）進学届提出時に新所得連動返還型を選択する者については、機関保証のみを選択できる取扱いとする（機関保証の義務化）

（案の1）進学届提出時に定額返還型を選択し、貸与終了時に新所得連動返還型への変更を希望する場合、保証制度の変更は生じない

（案の2）進学届提出時に人的保証及び定額返還型を選択し、貸与終了時に新所得連動返還型への変更を希望する場合には、保証料を一括して支払い、機関保証に加入した上で変更を可能とする取扱いとする

- ・定額返還型を含む無利子奨学金制度全体について、原則として機関保証とすることについては、奨学金制度全体の保証制度に係る事柄であることから、制度変更に伴う課題を踏まえた上で、引き続き文部科学省及び日本学生支援機構において検討することが適当ではないか。